

名 称		R-3F-⑤用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑤用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-⑤用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑤の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑩用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑩用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-⑩用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑩の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-③用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-③用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
R-3F-③用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-③の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-3F-④用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-④用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-④用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-④の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑨用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑨用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-⑨用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑨の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑥用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
R-3F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑥の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-3F-⑪用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑪用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-⑪用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑪の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑦用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
R-3F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑦の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-3F-⑫用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	°C	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑫用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°C とする。		
4. 個数		
R-3F-⑫用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑫の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑧用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑧用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6 MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。
4. 個数
R-3F-⑧用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑧の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-3F-⑬用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑬用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-3F-⑬用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑬の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑭-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	°C	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑭-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°C とする。		
4. 個数		
R-3F-⑭-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑭-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-3F-⑭-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-3F-⑭-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6 MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。
4. 個数
R-3F-⑭-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-3F-⑭-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-①用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-①用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-①用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-①の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-③用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-③用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-③用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-③の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑤用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	°C	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑤用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。		
4. 個数		
R-2F-⑤用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑤の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑦用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
R-2F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑦の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-②用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-②用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-②用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-②の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-④用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-④用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-④用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-④の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑥用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑥の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑧-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[REDACTED]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑧-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [REDACTED] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [REDACTED] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑧-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑧-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑧-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[REDACTED]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑧-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [REDACTED] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [REDACTED] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑧-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑧-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑧-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑧-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑧-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑧-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑨-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑨-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

1. 容量
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。
2. 最高使用圧力
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
3. 最高使用温度
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
4. 個数
R-2F-⑨-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑨-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-⑨-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑨-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°C とする。
- 4. 個数**
R-2F-⑨-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑨-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-⑨-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	°C	40
個 数	一	1
【設 定 根 抱】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑨-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°C とする。		
4. 個数		
R-2F-⑨-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑨-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑩-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑩-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-2F-⑩-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑩-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-⑩-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑩-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑩-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑩-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑩-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑩-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑩-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑩-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑪-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑪-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-2F-⑪-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑪-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-⑪-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑪-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑪-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑪-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑪-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高使用圧力	MPa	4.6
最高使用温度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑪-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑪-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑪-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑫-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑫-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑫-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑫-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-2F-⑫-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑫-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-2F-⑫-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑫-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-2F-⑫-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-2F-⑫-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-2F-⑫-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-2F-⑫-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-①用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-①用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-①用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-①の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-④用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-④用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-1F-④用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-④の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-1F-②用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-②用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-②用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-②の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑤用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑤用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑤用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑤の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑥用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 圧 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑥の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑦用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑦の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑧用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑧用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑧用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑧の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑩用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑩用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°C とする。
- 4. 個数**
R-1F-⑩用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑩の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-1F-⑫用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	□
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑫用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑫用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑫の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑪用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑪用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑪用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑪の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑬用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[REDACTED]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑬用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [REDACTED] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [REDACTED] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-1F-⑬用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑬の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑭用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑭用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°C とする。
- 4. 個数**
R-1F-⑭用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑭の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-1F-⑯-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	°C	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑯-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。		
4. 個数		
R-1F-⑯-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑯-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-1F-⑯-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑯-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-1F-⑯-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑯-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-1F-⑯-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	°C	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-1F-⑯-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。		
4. 個数		
R-1F-⑯-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-1F-⑯-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B1F-③用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1

【設 定 根 抱】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-③用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-B1F-③用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-③の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-B1F-④用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-④用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B1F-④用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-④の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B1F-⑤-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	□ ℥/個	
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	°C	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-⑤-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である □ ℥/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ □ ℥/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40°Cにおけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40°Cとする。		
4. 個数		
R-B1F-⑤-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-⑤-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B1F-⑤-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-⑤-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-B1F-⑤-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-⑤-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-B1F-⑤-3 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-⑤-3 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B1F-⑤-3 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-⑤-3 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B1F-⑤-4 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-⑤-4 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B1F-⑤-4 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-⑤-4 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B1F-⑥用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	[]
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である [] ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ [] ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B1F-⑥用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-⑥の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B1F-⑦用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B1F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-B1F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B1F-⑦の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-B2F-②用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最高 使用 壓 力	MPa	4.6
最高 使用 温 度	℃	40
個 数	一	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B2F-②用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメークにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B2F-②用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B2F-②の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B2F-③-1 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1

【設 定 根 拠】

(概要)

火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B2F-③-1 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。

設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。

- 1. 容量**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である ℓ/個以上とする。
公称値については要求される容量と同じ ℓ/個とする。
- 2. 最高使用圧力**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。
- 3. 最高使用温度**
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。
- 4. 個数**
R-B2F-③-1 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B2F-③-1 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。

名 称		R-B2F-③-2 用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B2F-③-2 用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B2F-③-2 用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B2F-③-2 の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		

名 称		R-B2F-⑦用ハロゲン化物ボンベ
容 量	ℓ/個	<input type="text"/>
最 高 使用 壓 力	MPa	4.6
最 高 使用 温 度	℃	40
個 数	—	1
【設 定 根 拠】		
(概要)		
火災時に煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難なところに設置する R-B2F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、以下の機能を有する。		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベは、火災により発電用原子炉施設の安全性が損なわれないよう、火災の影響を限定し、早期の消火を行うために設置する。		
1. 容量		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの容量は、高圧ガス保安法の適合品である一般汎用品型のハロゲン化物ボンベを使用することから、当該ボンベの容量はメーカーにて定めた容量である <input type="text"/> ℓ/個以上とする。		
公称値については要求される容量と同じ <input type="text"/> ℓ/個とする。		
2. 最高使用圧力		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用圧力は、ボンベを設置する場所の周囲最高温度 40℃におけるボンベ内圧と同じ 4.6MPa とする。		
3. 最高使用温度		
設計基準対象施設として使用するハロゲン化物ボンベの最高使用温度は、消防法施行規則第 20 条第 4 項第四号に基づき、40℃とする。		
4. 個数		
R-B2F-⑦用ハロゲン化物ボンベは、試験結果に基づき R-B2F-⑦の消火に必要なボンベ個数である 1 個のボンベを設置する設計とする。		